●介護保険サービス利用料

利用者負担は、サービスにかかる費用の1割、2割、または3割です。ただし、おもな在宅サービスなどにはサービス費用に対する「支給限度額」があり、それを超えた場合は、超えた分が全額利用者負担になります。

◆利用者負担の割合(令和3年8月分~)

3割	①②の両方に当てはまる場合
	①本人の合計所得金額が 220 万円以上
	②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が
	・単身世帯=340万円以上
	・2 人以上世帯=463 万円以上
2割	3割負担に該当しない人で❶❷の両方に当てはまる場合
	●本人の合計所得金額※が 160 万円以上
	❷同じ世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が
	・単身世帯=280 万円以上
	・2 人以上世帯=346 万円以上
1割	上記以外の人(第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記に
	かかわらず 1 割負担です)

[※]合計所得金額…介護保険料算定用の合計所得金額と考え方は同じです

◆支給限度額(1ヶ月あたり)…介護保険対象費用の上限額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320 円
要支援2	105,310 円
要介護1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

例) 施設サービス:1割負担の場合 施設サービス費 200,000円 介護保険(9割) 180,000円 自己負担(1割) 20,000円 食費・居住費等 30,000円 自己負担(全額) 30,000円 サービス費合計 230,000円